

## くらしを守るために最低賃金引き上げを迫り、

### 長時間労働を規制しよう

みなさん、毎日のくらしはどうか？昼食代だけで、北里さん（千円）が飛び、渋沢さん（1万円）が財布に留まっています。厚生労働省の調査でも「生活が苦しい」と答えた人は、過去最悪の6割です。

諸外国の賃金は上がっているのに、日本の実質賃金は物価上昇が上回り、4年連続（25年も）マイナスで、30年間もの長期にわたり低下です。ピーク時の1996年から年収で平均74万円も減少しています。豊かな国から貧しい国へとなっています。

高市首相は、石破政権が掲げた2020年代に最低賃金1500円の達成目標を経済対策から削除しました。「賃金の底上げをはかり、国民のくらしを守る」政治責任すら放棄しています。

さらに「労働時間規制の緩和」として「裁量労働制の見直し」を図ろうとしています。裁量労働制は実際に働いた時間ではなく、一定時間働いたとみなして賃金を払う制度。専門性の高い職種などに適応が認められていますが、長時間労働に繋がる危険性があります。経済界は、対象業務の拡大を求めています。

## 2026年国民春闘 東部地域決起集会

3月12日（木）錦糸町のけんせつプラザにて、国民春闘決起集会が開催されました。

総勢70名、CU江戸川支部からは6名が参加しました。

アンケートの結果や消費者物価指数などをふまえて生活改善につながる大幅賃上げの必要性、安心して働ける社会の実現、各地域・産別労働組合の現状と春闘への展望などのお話を聞き、意気込みも新たに団結ガンバロー三唱をしました。



## ……こんなときどうする……

東京労働相談情報センター資料「どうなる？こんなトラブル！」より紹介。

### ●仕事の時間以外でも守るべきこと

#### Q:どうなる？こんなトラブル！



・アルバイトの休憩中に休憩室内でふざけて撮った写真を自分のSNSにアップしたところ、店の信用を害する行為にあたるから懲戒処分にすると言われました。勤務時間外の行動を会社が規制するなんて、おかしくないですか？

#### A:これがルール！



・使用者の名誉や顧客からの信頼を失わせる行動にあたりと客観的に評価できるときは、懲戒処分の対象となったり、損害賠償請求されたりすることがあります。

・勤務時間中であれ、勤務時間外であれ、使用者が働く人たちの生命や身体を傷つけ、あるいは社会的に許された範囲を超えて、名誉や信用、人格やプライバシーを傷つけることは許されません。同じように、働く人も、たとえ勤務時間外であっても、勤務先の財産、名誉や信用を傷つけることは、原則として許されません。営業秘密や顧客の情報を漏らすことは、一般的には契約上の義務に違反する違法な行為となります。勤務時間外の私的な行動であっても、その行動が実際に損害を与えるものであれば、懲戒処分や損害賠償請求が認められることがあります。

### 3月:江戸川支部の増減内訳 加入:0人(相談) 脱退:0

※寄せられている労働相談は、「区労連ニュース」を参照して下さい。

#### 今後の日程

◇組織化・最賃周知宣伝	3月27日(金) 18:00～	瑞江駅南口
◇3月労働相談会議	3月31日(火) 18:00～	区労連事務所
◇3月執行委員会	3月31日(火) 19:00～	区労連事務所
◇春闘江戸川決起集会・提灯デモ	4月15日(水) 19:00～	江戸川総合文化センター公園

ニュースをパソコンメールで送ることもできます。カラーで写真も鮮明なPDF版で送ります。希望者は、下記アドレスへ申し出て下さい。

CU江戸川支部のメール：[cuedogawa@gmail.com](mailto:cuedogawa@gmail.com) ホームページ：<https://kakekomi-soudan.com/>